

ID: 1083

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	費用の滞納等に対する処分		
<b>法令名 根拠条項</b>	児童福祉法 第56条第10項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第164号		
<p><b>【基準】</b>                  法第56条第10項の規定による。                  第56条                  10 第1項から第3項まで又は第7項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については国税の、第2項、第3項又は第7項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日